

調査結果概要

2012年10月31日

東京都社会福祉協議会

在宅介護事業所 報酬改定で5割が減収

— 「在宅介護分野における報酬改定後の取組み調査」結果—

東京都社会福祉協議会 介護保険居宅事業者連絡会では、今後の制度改正への提言に向けた参考とするために、会員事業所を対象に平成24年度報酬改定直後4月の収入見込み、加算の取得状況、大きな変更のあった訪問介護、通所介護の時間区分への対応等、報酬改定に伴う各事業所の課題や工夫について確認する調査を実施しました。介護保険制度・介護報酬改定に対する在宅介護事業所の様々な声があがりました。

1 調査のあらまし

対 象	A：介護保険居宅事業者連絡会 会員事業所 396事業所 B：センター部会 会員の通所介護事業所 399事業所
調査期間	2012年5月21日～6月4日
方 法	送付、回収ともFAXによる
回収状況	A：169か所（回収率42.7%） B：170か所（回収率42.6%）

2 調査結果のポイント

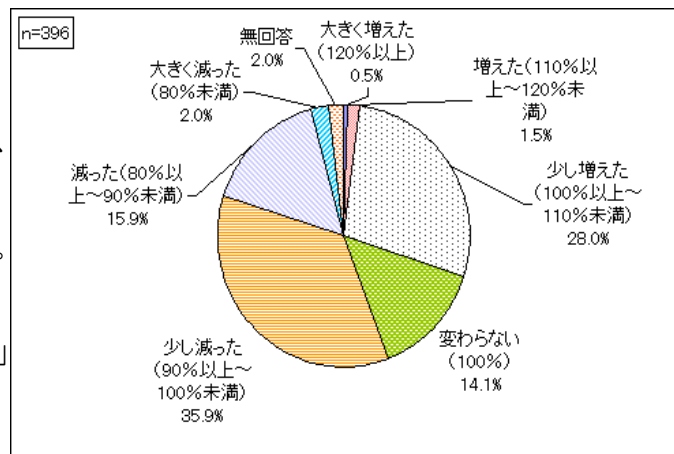
①平成24年3月の収入を100%とした場合、報酬改定直後の4月の収入見込みは、「少し減った」「減った」「大きく減った」を合わせると53.8%が「減収」と回答

訪問介護と通所介護事業所では、「少し減った」と回答した事業所が全体の4割に上った。

収入が減った要因は、「基本単価が下がった」「サービス提供時間を変更しなかった」「利用者の減少、稼働率の低下」の順で回答が多かった。

収入が増えた要因は、「サービス提供時間の変更」「基本単価が上がった」「地域区分の変動」の順で回答が多かった。

介護保険制度・報酬改定についての意見では、経営面の他に改正内容が示されるのが遅く、現場が混乱したことや、加算等が増えて複雑化し、事務処理が増大していること等があがった。「国や保険者が、国民（利用者）に対して制度改正の説明、その普及について責任を負うべき」との声があがった。

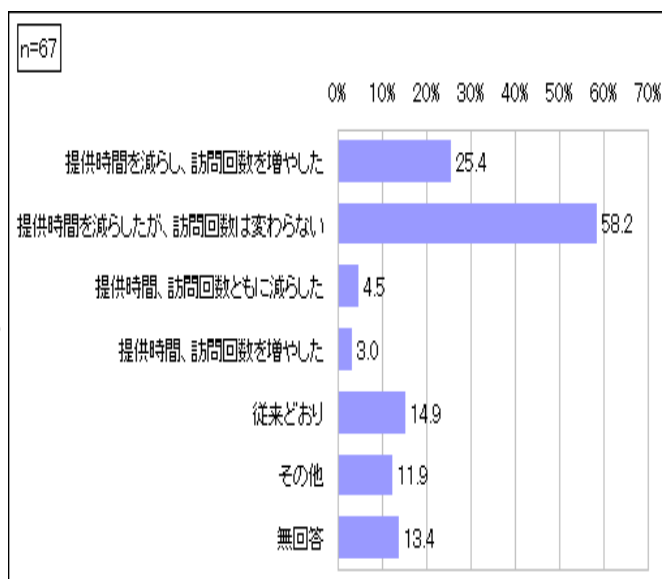


②訪問介護事業所では、6割が報酬改定に伴いサービス提供時間を減らした

生活援助の事業区分が「60分未満」「60分以上」から、「20分以上45分未満」「45分以上」と変更され、事業所の方針として58.2%が「提供時間を減らしたが、訪問回数是不変わる」と回答した。ただし、画一的ではなく、利用者によって対応を変えた事業所が多い。

課題として、利用者に時間変更を理解してもらうことやヘルパーの労働条件（時間短縮に伴う賃金減等）に苦勞した事業所が多かった。

「生活援助は必要とする方が多く、身体介護と同じくらい責任ある業務にも関わらず時間数、単価が減らされるのは疑問」との声があがった。



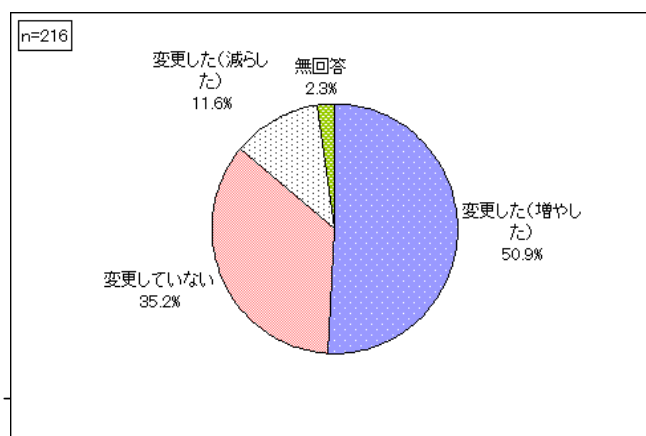
③通所介護事業所では、5割が報酬改定に伴いサービス提供時間を増やした

調査時点では、改定前の時間区分が「6～8時間」だった事業所は、「5～7時間」「7～9時間」とほぼ半々の移行状況だった。

時間を増やした理由として「経営上の理由」「家族の希望」「利用者の希望」の順で回答が多かった。変更しなかった理由としては、「職員の勤務体制を変えるのが困難」「利用者の負担を考慮」「送迎の都合」の順で回答が多かった。

課題として、時間を増やした事業所では「利用者の疲勞」「職員の超勤増」「送迎や時間差勤務等で、少人数でのミーティングになってしまう」「活動プログラムの工夫」等、減らした事業所では「収入減少」があげられていた。

「今回の改正は、家族のレスパイト促進の視点が強いが、利用者本人の視点は大切にされているのか？」との声があがった。



関連URL 在宅介護分野における報酬改定後の取組み調査報告書

(詳細) <http://www.tcs.w.tvac.or.jp/pdf/chousa/20121031findings.pdf>

<本件に関するお問合せ> -----

162-8953 新宿区神楽河岸1-1

東京都社会福祉協議会 福祉部高齢担当

電話：03-3268-7172

FAX：03-3268-0635